磐城炭礦從業員　代表者五名各署名

初め右要求書には「全山爭議團」なる名稱を附したるも全然事實と隔絶する僭稱なるを以て之を「從業者」と改むること、この趣旨により從業者以外の者は代表と認むる能はず、但し同行者中從業者にあらざる者と雖も希望なれば單に立會に限り之を許すべし、立會代表兩者とも適當に人員を制限すること、會社としては飽まで公明なる態度を以て交渉する考なるを以て新聞記者諸氏の立會を希望することこの五條件を提示したるに彼等は全部之を承諾し要求書に記したる「全山爭議團」を「從業員」と改めた上出し放しの儀何等の説明も加へず意見も陳べず退去した。

彼等は要求書提出と前後して流言蜚語を放ちあらゆる惡宣傳をなし從業者の心胸攪亂に努め事態漸く惡化したので遂に其筋よりの注意もあり會社幹部關係職員磐炭會員出動して警戒に努めることゝなつた

社では二十八日代表者從業員九名が面會を求めたるにより左如き回答を與へた

第一　山代、佐々木、粟谷三名復職ノ件ハ山代、佐々木ノ兩名ノ復職ハ遺憾ナガラ出來ナイ粟谷君ハ本人自身會社ニ出頭シ會社ト遺族扶助料ノ件ニツキ爭フ事ヲ斷念シ今後誠心誠意働クト云フ申出ヲスレバ會社ニ於テ考慮スル

第二　賃金ノ値上ゲ

第三　勞働時間ノ短縮

第五　飯場制度並組長制度ノ徹底的改善

第六　鶴燒賃安全燈料ノ會社負担

第十　全從業員及其家族ノ醫藥無料

第十三　豫後備召集ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支給

第十四　簡閲點呼ノ場合日給及旅費ノ支給

就ては日本全國の炭礦は今迄も非況のどん底にあり當會社とも現今の經濟狀態では到底出來ない。

勤續手當並ニ退職手當ノ制定

長屋ノ改善

つは豫て磐炭會より之と同じ要求が出て居るがまだ回答ないから磐炭會に回答する迄保留したい

坑内外作業設備ノ改善

自米ノ改善

衛生設備ノ改善

十二　醫者ノ不親切ナル行爲ノ改善

四つは會社で從來も充分研究して誠意を以つてその改善に力居ることでもあり此後は尙一層調査研究の上改善に骨を折る。

五　爭議ノ犠牲者ヲ出サヾルコト

要求に應ずるわけに行かない

回答濟になつた譯であるが終りに御參考までに總括的に會社の誠意のある所を申上げるそれは今後會社は尙一層會社經濟の範圍に於て一般從業員諸君の福利の增進に努力する決心で

仮いろ〳〵の應對があつたけれ共特記すべきことなし。

なお一月三十日信賴すべき調停者が現れたが然し非公式で非常的であつた當時其の調停者から

「組合側では今回の紛擾は第一名分を欠き殆んど失敗に終らんとする觀があるので此際無條件調停して貰ひたいと云ふ申出である只今回の紛擾事件に就て檄首者を出さない事にして貰ひ度いといふことであるから會社側でも何んとか考へて貰ひたいものである。」

ふ話があつた會社では愼重熟議の結果調停者に對する禮を御大葬前でもあり涙をのんで一任したのであるが之は成立らなかつた。

三十一日再び先の調停者より話が有りその條件として、

一の犠牲者は出す事、但家族に對し相當の見舞金を支給する

要求條件には絶對に觸れないもし觸れる樣なことがあつたは一月二十八日の回答通りである、三、金一封を支給する

項で話がついて二月一日面會する事になつた。

一日調停者立會の下に會社從業員三名と組合側幹部の關谷兩氏を加へた五名と會見した所組合幹部は意外にも突如最

求條件の改訂を提案しその理由として誰にも過ちはある故ちを改むるに憚る勿れだとまで曲言した。

に改訂した條件を記すれば

一の山代、佐々木、粟谷三氏の復職の件は「山代」を削つて

今迄の此種爭議の例に回答濟になつた要求條件を數日なほ

こ修正と云ふレコードが有ることであらうか寡聞にして比事あるを知らない。

かく組合側では始めから終まで誠意を高唱し乍ら裏面に於ては全然之に反する術策を弄して或は威嚇を加へ逆宣傳を行ひ會社を脅かさんとしたけれ共之を看破され其非を貫くことが出來なかつたものであつて、是全く彼等の不誠意に起因すると云ふべきである。即ち後に示す樣に彼等はその生命たる主義主張を具体化したる要求條項には一指も染めず之を抛棄して節操を金に代へたやうな恰好になつて識者の顰蹙を招いたのは當然の歸結と言はねばならぬ。

内郷、小野田兩炭礦に於ける約七千人の從業員中今回の紛擾に加擔したるものは僅かに三、四百名内外で殆んど全部の從業員は彼等の要求條項を目して此の際としては無暴なる要求である彼等は會社の總括的聲明に信賴して假すに相當の日時を以てしその實現を期待すると云ふ趨勢にあつたので一旦彼等の術策に陷り輕舉した從業者も遂日覺醒して會社の大局より見るときは大事に至らずして爭議の終熄を見んとしてゐたのである

かゝる際に當り豫て爭議視察のため來山中であつた

仙臺鑛山監督局武藤鑛政課長は

「監督局としても、かく爭議の持久するは座視するに忍びない」

と熱誠を以て調停の勞を執らるゝ事となつたので二月廿八日午前三時半から武藤氏斡旋の下に兩者代表會見全日午前七時半左の協定成立圓滿解決を告ぐるに至つた次第である。

協定事項

一、要求條件ニ付テハ一月二十八日ノ回答通リ

其ノ回答左ノ通リ

二、賃金ノ値上ゲ

三、勞働時間ノ短縮

五、飯場制度並ニ組長制度ノ徹底的改善

六、鶴燒賃安全燈料ノ會社負担

十一、全從業員及其家族ノ醫藥無料

十三、豫後備召集ノ場合ハソノ當時ノ稼賃金ノ半額及旅費支給

十四、簡閲點呼ノ場合ハ日給及旅費ノ支給

以上ハ現今ノ經濟狀態デハ到底出來ナイ

四、勤續手當並ニ退職手當ノ制定

十、長屋ノ改善

以上ハ磐炭會ニ回答スル迄保留シタイ

七、坑内外作業設備ノ改善

八、自米ノ改善

九、衛生設備ノ改善

十二、醫者ノ不親切ナル行爲ノ改善

以上ノ四項ハ會社デ從來モ十分誠意ヲ以テ改善ニ當ツテ居ルカラ今後一層調査研究ノ上改善ニ骨ヲ折ル

尙今後會社は今迄より一層會社經濟の許す範圍に於て一般從業員諸君の福利增進に努力する決意あることを言明する

二、佐々木、粟谷兩君ノ手當ハ勞務課長個人ニ於テ各金百圓ヲ支給スル

三、山代君ニ對シテハ長屋退去ノ際退職手當金壹千四百圓ヲ支給スル

四、十五名ノ解職者ニハ百五拾圓ヅヽノ手當ヲ支給ス

五、牧監起訴サレタルモノハ解職ス但ソノ家族ニ對シ六十圓乃至八十圓ノ歸國旅費ヲ支給ス

六、會社ハ金子一封ヲ贈ル

附記

一、即時双方共聲戒ヲ撤廢スル事

二、明十九日一番方ヨリ人坑スル事

以上

尙會社では全日左の如き聲明書を發した

聲明書

今回當炭礦に於て二旬以上に亘る紛擾を見爲に世間の配慮を煩はしたるは寔に遺憾とする所なり當炭礦は從前と雖も時代の進運に伴ひ會社經濟の許す範圍に於て力めて一般從業員の福利增進を圖り來りたるも今後は尙一層從業員の和衷協同を圖り事業の發展と共に其福利の增進に努力するの意あることを聲明す

昭和二年二月十八日

磐城炭礦株式會社礦業所

顧みれば爭議の始められてより二十數日御大喪當日は全山靜謐